**大阪府造林補助事業実施要領**

**みどり推進室 森づくり課**

**大阪府造林補助事業実施要領 目 次**

**第１　　事業区分**……………………………………………………………………………………　１

**第２　　事業計画の作成等**…………………………………………………………………………　２

**第３　　維持管理**……………………………………………………………………………………　５

**第４　　森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項**…………………　６

**第５　　補助金の交付申請**…………………………………………………………………………　６

**第６　　竣工検査**……………………………………………………………………………………　７

**第７　　補助金の交付決定等**………………………………………………………………………　７

**第８　　補助金の交付に当たって付すべき条件等**………………………………………………　７

**第９　　その他**……………………………………………………………………………………　１０

**大阪府造林補助事業実施要領**

 大阪府造林事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条及び第11条の規定に基づく､造林事業の実施及びその取扱いについては、要綱及びこの要領の定めるところによる。

**第１ 事業区分**

　　大阪府造林補助事業については次に掲げる各事業により構成されるものとし、個々の事業内容等については別表1-1、1-2、2-1、2-2のとおりとする。

Ⅰ 森林環境保全整備事業

１ 森林環境保全直接支援事業

２ 特定機能回復事業

(1) 森林緊急造成

(2) 被害森林整備

(3) 重要インフラ施設周辺森林整備

(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

Ⅱ 共生環境整備事業

１ 森林空間総合整備事業

２ 絆の森整備事業

Ⅲ 機能回復整備事業

１ 特定林地改良

２ 耕作放棄地等森林造成

３ 花粉発生源対策促進事業

Ⅳ 森林災害復旧造林事業

本事業は、要綱に規定する森林災害復旧事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 被害木等の伐採及び搬出

　　　次項イの跡地造林と一体的に行うことが必要な激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であって当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出（搬出に必要な砕断及び集積を含む。）であって、別紙「森林災害復旧事業の技術的基準」（以下「技術的基準」という。）に適合して行われるもの（以下「被害木等の整理」という。）

イ 被害木等の伐採跡地における造林

　　　　　被害木等の伐採跡地における森林の復旧を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業であって技術的基準に適合して行われるもの（以下「跡地造林」という。）

ウ 倒伏した造林木の引起こし

　　　　　激甚災害により倒伏した造林木の引起こしであって、技術的基準に適合して行われるもの（以下「倒木起こし」という。）

エ 作業路の開設

　　　アからウまでの作業を行うために必要な作業路の開設

(2) 事業主体

森林災害復旧事業の実施主体は、次に掲げるものとする。

　　　ア 市町村

　　　イ 森林組合

　　　ウ 生産森林組合

　　　エ 森林整備法人

**第２ 事業計画の作成等**

Ⅰ 森林環境保全整備事業

１ 森林環境保全整備事業計画の作成等

(1) 都道府県知事（以下「知事」という。）は、本事業（ただし、第１のⅠの２の(2)、(4)及び(5)を除く。）の実施に当たり、森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 事業計画の計画期間は原則５年間とし、作成に当たって知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制などを把握したうえで、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聞くとともに、関係市町村と協議し調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

(3) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や当該路線の利用対象となる地域内における森林の区域（以下「利用区域」という。）内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うものとする。

(4) 知事は、次のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事業計画の変更を林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

ア 計画期間の変更

イ 事業量の著しい増減

ウ 林道整備事業における開設路線の追加又は廃止

(5) 知事は、前号以外の変更を行った場合は、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

２ 実施計画の作成等

(1) 知事は、毎年度、翌年度に実施する本事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(2) 知事は、林野庁長官から補助金の配布予定額の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。

(3) 年度途中において実施計画を変更する場合は、第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

Ⅱ 共生環境整備事業及び機能回復整備事業

１ 農山漁村地域整備計画の作成等

(1) 農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする府又は市町村（以下「計画主体」という。）は、別記様式第２号により(3)に掲げる事項を記載した農山漁村地域整備計画（以下「地域整備計画」という。）を作成するものとする。

(2) 市町村長は、当該地域整備計画を知事に提出するとともに、知事は当該地域整備計画を自ら作成したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するものとする。

(3) 地域整備計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 地域整備計画の名称

イ 地域整備計画の目標

ウ 地域整備計画の期間

エ 地域整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

オ 地域整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費

カ 基幹事業の費用対効果

キ 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項

ク その他必要な事項

(4) 計画主体が、農山漁村地域整備交付金を充てて地域整備計画に記載のある交付対象事業以外の交付対象事業を実施しようとするとき、又は地域整備計画について次に掲げる事項の変更を行う場合、地域整備計画を変更し農林水産大臣に提出するものとする。

ア 地域整備計画の廃止

イ 地域整備計画の期間の変更

ウ 地域整備計画の目標の変更

エ 交付対象事業の全体事業費の変更

オ 交付対象事業の新設又は廃止

(5) 計画主体は、地域整備計画の農林水産大臣への提出前に、次の事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、地域整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

ア 目標の妥当性

イ 地域整備計画の効果・効率性

ウ 地域整備計画の実現可能性

(6) 交付期間の終了後速やかに、次の事項について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

ア 交付対象事業の進捗状況

イ 事業効果の発現状況

ウ 成果目標の目標値の実現状況

エ 今後の方針

２ 森林基盤整備事業計画の作成等

(1) 計画主体は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、大阪地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第３号により森林基盤整備事業計画（以下「基盤整備事業計画」という。）を作成するものとする。

(2) 市町村長は、当該基盤整備事業計画を知事に提出するとともに、知事は当該基盤整備事業計画を自ら作成したとき又は市町村長から提出を受けたときは、林野庁長官に提出するものとする。

(3) 知事又は市町村長は、基盤整備事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係機関と協議調整を図るものとする。

(4) 基盤整備事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業主体及び事業計画地の現況

イ 事業内容及び事業量

ウ その他事業の実施に必要な事項

(5) 基盤整備事業計画の重要な部分の変更を行うときは、４の(1)及び(2)の規定を準用するものとする。なお、この場合、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

(6) (5)に規定する「重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア 事業計画地の変更

イ 基盤整備事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの３割を超える増減

(ｱ) 森林作業道の開設延長

(ｲ) 上記以外の森林整備の面積

３ 森林基盤整備事前計画の作成等

(1) 発生源植替え及び花粉発生源植替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備並びに森林作業道整備について交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下「森林基盤整備事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとし、具体の内容については以下によるものとする。

ア 森林基盤整備事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 森林基盤整備事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ｱ) 森林基盤整備事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(ｲ) 森林基盤整備事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ｳ) 森林基盤整備事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(ｴ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第１号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(2) 花粉発生源植替えについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木　等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の森林基盤整備事前計画に添付しなければならない。

(3) 知事は、(1)により提出のあった森林基盤整備事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該森林基盤整備事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

**第３ 維持管理**

１ 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。

２ 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、大阪府以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。

３ 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

**第4 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項**

第１のⅠの１及び２においては、以下の各号によるほか、第５～第８を適用する。

(1) 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあっては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。

(2) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。

(3) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。

(4) 知事は、事業の実施に当たっては、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者などの指導に努めるものとする。

(5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(6) 事業主体は、作業工程の設定または見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

**第5 補助金の交付申請**

１ 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。

２ 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して、前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

３ 大阪府造林補助金査定要領に定める標準単価を基本に補助金を算出する事業については、申請書に造林事業実績調書（別記様式第４号）を添付する。

４ 第１項から第３項のほか、事業主体または第2項により委任を受けた者は、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下｢規則｣という。)第４条第２項第３号の規定による添付書類として､要件確認申立書及び暴力団等審査情報を別記様式第５号、第６号により提出するものとする。交付決定後に、規則第２条第２号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合は、別記様式第７号により届出するものとする。

**第6 竣工検査**

１ 知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに、検査を行うものとする。

２ 検査は、１施行地ごとに~~、~~申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書などの身によって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。

３ 検査員は、検査した事項を記した調書（以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。

４ 知事は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

５ 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

６ 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して５年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

７ 知事は、検査に当たっては、前各校によるほか、その具体的な手順や内容などを示した竣工検査内規を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。

**第7 補助金の交付決定等**

(1) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

(2) 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

(3) 補助金の代理受領者は、受領後速やかに当該事業主体にこれを支払い、かつその支払いを明らかにした書類を整備保管する。

**第8 補助金の交付に当たって付すべき条件等**

１ 知事は、第1のⅠ森林環境保全整備事業を実施する事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して５年以内（第１のⅠの２のの事業((5)を除く。)にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表３の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

(3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第１項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という）に基づいて行うものについて、同法第40条第１項及び第２項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取消を受けた日から起算して過去５年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別表３の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

(4) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(5) 「面的複層林施業の実施について」（令和６年３月29日付け５林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算してから起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(6) 第１のⅠの２の(２)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

２ 知事は、前項により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

３ 知事は、第１のⅡ共生環境整備事業及びⅢ機能回復整備事業を実施する事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、５年以内にアに掲げる行為又は当該森林作業道に係る基盤整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

イ 当該補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更等又は補助目的を達成することが困難となる行為。

(2) 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しな　いとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該森林作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

　　ただし、森林経営計画等に基づき必要な施業を行うため整備する森林作業道の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区域があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(3) 第６の２の(１)のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあっては、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

(5) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(6) 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(7) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、８年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(9) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

４ 第1のⅢ機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業については、以下によるものとする。

(1) 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70％以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

(2) 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

(3) 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、林木被害防止施設等整備により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

(4) 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙の１の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

**第9 その他**

(1) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を　遵守して事業を実施すること。

(2) 第１Ⅰの１及び２【森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業】の対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあっては、林野庁長官の承認を得るものとする。

(3) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。

(4) 知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。

(5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(6) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

(7) 知事は、別に定めるところにより、事業の成績評定を行うものとする。

(8) 市町村長は、大阪府造林補助事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。

(9) 本要領により難い事項については、知事の承認を受けるものとする。

(10) 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき別に定める。